

議案第39号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
第 1 条から第 1 4 条まで 略	第 1 条から第 1 4 条まで 略
別表第 1 略	別表第 1 略
別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）
岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、 泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤 阪村	岸和田市、 <u>泉大津市</u> 、八尾市、富田林市、 <u>箕面市</u> 、柏原 市、 <u>門真市</u> 、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪 狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻 町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。